

松江市告示第403号

市道の供用開始に関する告示

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条
第2項の規定に基づき告示する。

その関係図面は、松江市都市整備部建設総務課において、告示の日から15日間
一般の縦覧に供する。

令和6年7月19日

松江市長 上 定 昭 仁



路線 番号	路 線 名	供 用 開 始 の 区 間 起 終 点 点	供用開始日	図面 番号	備考
30598	浜 崎 ・ 深 浦 線	松江市島根町野井422番地先 〃 〃 〃 420番3地先	令和6年7月19日	1	
30598	浜 崎 ・ 深 浦 線	松江市島根町野井1035番6地先 〃 〃 〃 508番3地先	令和6年7月19日	1	

位置図 No.1

供用開始路線 浜崎・深浦線

